

越前市道路除雪オペレータ育成支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月1日

越前市長 山 田 賢 一

越前市道路除雪オペレータ育成支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路除雪を行う者に対し、予算の範囲内で越前市道路除雪オペレータ育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、除雪オペレータの育成を図り、持続可能な除雪体制及び冬期間の安全安心な道路交通を確保することを目的とする。

(適用通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪協力業者 越前市と道路除排雪業務委託契約を締結し、市道の除排雪業務を行う者をいう。
- (2) 除雪オペレータ 除雪協力業者の事業主、役員又は従業員等のうち、除雪作業に従事する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度から起算して3年以上除排雪業務に従事する除雪協力業者
- (2) 市税（任意団体の場合にあつては、当該団体の代表者の市税）を滞納していない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の除雪オペレータが行う除雪作業に必要な大型特殊免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習の受講とする。ただし、除雪オペレータは、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点における年齢が60歳未満であること。
- (2) 普通自動車免許（AT限定を含む。）を所持していること。
- (3) 除雪協力業者の事業主、役員又は従業員として、補助金の交付を受けようとする年度から起算して3年以上除雪作業に従事すること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の11月30日までに補助対象事業の免許の取得又は講習を受講すること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する事業経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大型特殊免許の取得費用（自動車教習所の入学金、適正検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料）
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習の受講費（講習会受講料、教材代）

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について国又は地方自治体による他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、除雪オペレータ1人当たり7万円を限度とする。

2 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、除雪オペレータ1人毎にこれを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の10月31日までに、越前市道路除雪オペレータ育成支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪オペレータが申請時に所有している運転免許証の写し

- (2) 補助対象者と除雪オペレータの雇用関係を証する書類
- (3) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (4) 除排雪協力誓約書（様式第2号）
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、交付決定は申請日順を基本とする。

2 前項の場合において、交付年度の予算額を超える申請があり、いずれの申請者も第4条、第5条及び第6条の要件を満たすときは、予算額を超える申請があった日の交付決定については、抽選により補助金を交付する者を選定するものとする。

3 交付年度の予算額を超えた日以降の申請については、申請を受け付けないものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、交付規則第6条第1項の規定により交付しないと決定した者に対しては、交付規則第6条第3項の規定によりそれぞれ通知する。

（計画変更等の承認）

第10条 交付決定者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、交付規則第8条第1項の規定により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の補助対象経費の総額の20パーセント以内での増額又は減額及びこれに伴う経費の配分の変更にあつては、この限りでない。

2 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに、越前市道路除雪オペレータ育成支援補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 除雪オペレータが実績報告時に所有している運転免許証の写し
- (2) 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習会受講証の写し

(3) 補助対象経費の支出を証する資料の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が、補助金交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し交付規則第15条第1項の規定により通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに交付規則第17条第1項の規定により請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の目的に反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 市長は、次に掲げる場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を求めることができる。

(1) 補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合

(2) やむを得ない事情を除き、補助対象者が補助金の交付年度から起算して3年未満で廃業する場合又は補助金の交付対象となった除雪オペレータが補助金の交付年度から起算して3年未満のうちに除雪作業に従事できなくなった場合

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。